

大阪府条例第 号

職員の給与に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に
 関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)の一部を
 次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で
 示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手当)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>一七 (略)</p> <p>八 在宅勤務等手当</p> <p>九二三 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員 の区分に応じて、それぞれ次に定める額(第 十四条の三第一項の規定により在宅勤務等 手当を支給される職員、育児短時間勤務職員 等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短 時間勤務職員及び法第二十六条の三第一項 の規定による承認を受けて一週間の勤務時間 の一部について勤務しない職員(一月当たり の通勤回数を考慮して人事委員会規則で定め る職員に限る。)にあつては、その額から、そ の額に人事委員会規則で定める割合を乗じて 得た額を減じた額)に支給対象期間の月数を 乗じて得た額</p> <p>イ一ア (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>3一6 (略)</p> <p>第十四条の二 (略)</p> <p>(在宅勤務等手当)</p> <p>第十四条の三 住居その他これに準ずるものとし て人事委員会規則で定める場所において、正規 の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他 人事委員会規則で定める時間を除く。)の全部 を勤務することを、人事委員会規則で定める期 間以上の期間について一箇月当たり平均十日を 超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を 支給する。</p> <p>3 2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。</p> <p>3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手 当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則 で定める。</p> <p>附 則</p>	<p>(手当)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>一七 (略)</p> <p>八二三 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員 の区分に応じて、それぞれ次に定める額(育 児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤 務職員、任期付短時間勤務職員及び法第二十 六条の三第一項の規定による承認を受けて一 週間の勤務時間の一部について勤務しない職 員のうち、一月当たりの通勤回数を考慮して 人事委員会規則で定める職員にあつては、そ の額から、その額に人事委員会規則で定める 割合を乗じて得た額を減じた額)に支給対象 期間の月数を乗じて得た額</p> <p>イ一ア (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>3一6 (略)</p> <p>第十四条の二 (略)</p> <p>附 則</p>

1 31 (略)	1 31 (略)
32 (特定の職員の給料月額に関する特例)	
32 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が八級である理事(知事が定める職員を除く。)の給料月額は、当分の間、同表に定める額から五千円を減じた額とする。	
33 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が五級である理事の給料月額は、当分の間、同表に定める額から五千円を減じた額とする。	
34 40 (略)	32 38 (略)

別表第一を次のように改める。

別表第1 行政職給料表 (第3条関係)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	3 級 給料月額 円	4 級 給料月額 円	5 級 給料月額 円	6 級 給料月額 円	7 級 給料月額 円	8 級 給料月額 円
	1	162,600	240,600	287,100	346,000	385,300	440,900	511,300	569,700
	2	163,700	242,500	288,900	348,300	387,800	443,200		
	3	164,900	244,100	290,600	350,500	390,500	445,300		
	4	166,000	245,600	292,500	352,900	393,000	447,500		
	5	167,100	246,900	294,400	355,200	395,600	449,100		
	6	168,200	248,200	296,400	357,500	398,300	450,900		
	7	169,300	249,500	298,400	359,600	401,100	452,800		
	8	170,400	251,000	300,500	361,900	403,800	454,800		
	9	171,500	252,100	302,500	364,100	406,200	456,700		
	10	172,900	253,200	304,600	366,300	408,600	458,400		
	11	174,200	254,700	306,600	368,400	410,900	459,900		
	12	175,500	256,000	308,700	370,600	413,200	461,700		
	13	176,600	257,200	310,900	372,700	415,300	463,000		
	14	178,100	258,600	312,900	374,900	417,300	464,500		
	15	179,600	259,800	314,900	377,000	419,200	465,900		
	16	181,100	261,200	316,900	379,200	421,200	467,400		
	17	182,100	262,100	318,800	381,500	423,100	468,700		
	18	183,500	263,700	320,900	383,700	425,000	470,000		
	19	184,800	265,200	323,000	385,800	426,800	471,200		
	20	186,200	266,700	325,100	388,000	428,700	472,200		
	21	187,300	268,200	327,100	390,000	430,500	473,000		
	22	190,000	269,700	329,300	391,700	432,100	473,500		
	23	192,400	271,000	331,300	393,300	433,600	473,900		
	24	194,900	272,600	333,400	395,000	435,200	474,300		
	25	197,400	274,100	335,200	396,700	436,700	474,500		
	26	199,000	275,700	337,300	398,200	438,000	474,900		
	27	200,500	277,100	339,400	399,800	439,300	475,300		
	28	202,000	278,800	341,500	401,400	440,600	475,800		
	29	203,300	280,200	343,300	402,800	441,700	476,400		
	30	204,300	281,900	345,300	404,000	443,000	476,800		
	31	205,300	283,600	347,300	405,100	444,200	477,200		
	32	206,300	285,300	349,300	406,300	445,500	477,600		

33	207,300	287,000	351,200	407,400	446,400	478,100
34	208,300	288,800	353,100	408,600	447,200	478,400
35	209,900	290,500	354,900	409,800	447,800	478,800
36	211,500	292,300	356,800	411,000	448,300	479,200
37	212,500	293,700	358,500	411,900	448,700	479,500
38	214,000	295,400	360,000	412,600	449,200	479,900
39	215,500	297,100	361,500	413,300	449,500	480,300
40	216,800	298,800	363,000	414,000	449,900	480,700
41	219,900	300,500	364,300	414,700	450,200	481,000
42	221,600	302,200	365,400	415,400	450,500	481,300
43	223,500	303,800	366,500	416,000	450,800	481,600
44	225,200	305,500	367,600	416,400	451,100	481,800
45	226,400	307,200	368,500	416,800	451,300	482,000
46	227,900	308,900	369,600	417,100	451,500	
47	229,700	310,600	370,700	417,300	451,700	
48	231,500	312,300	371,800	417,500	451,900	
49	232,500	313,500	372,600	417,700	452,100	
50	234,300	315,100	373,300	417,900	452,300	
51	235,900	316,700	373,900	418,100	452,500	
52	237,500	318,300	374,600	418,300	452,700	
53	238,800	319,900	374,900	418,500	452,900	
54	240,100	321,500	375,600	418,700	453,100	
55	241,400	323,100	376,300	418,900	453,300	
56	243,000	324,600	377,000	419,100	453,500	
57	243,900	326,000	377,300	419,300	453,700	
58	245,100	327,200	378,000	419,500		
59	246,400	328,400	378,700	419,700		
60	247,600	329,400	379,400	419,900		
61	248,500	330,100	380,000	420,100		
62	249,500	331,000	380,700	420,300		
63	250,300	331,900	381,400	420,500		
64	251,400	332,700	382,100	420,700		
65	252,100	333,300	382,300	420,900		
66	253,200	334,000	382,700	421,100		
67	254,300	334,800	383,000	421,300		
68	255,500	335,600	383,300	421,500		

69	256,200	336,300	383,600	421,700
70	257,400	337,000	383,900	421,900
71	258,400	337,700	384,200	422,100
72	259,700	338,400	384,500	422,300
73	260,500	338,700	384,900	422,500
74	261,600	339,300	385,200	
75	262,700	339,900	385,600	
76	263,900	340,500	386,000	
77	264,700	340,800	386,200	
78	265,900	341,300	386,400	
79	267,200	341,800	386,600	
80	268,500	342,300	386,800	
81	269,600	342,700	387,000	
82	270,800	343,200	387,200	
83	272,000	343,600	387,400	
84	273,100	344,100	387,600	
85	274,000	344,300	387,800	
86	275,200	344,800	388,000	
87	276,400	345,200	388,200	
88	277,600	345,700	388,400	
89	278,600	346,000	388,600	
90	279,700	346,500		
91	280,800	347,000		
92	281,900	347,500		
93	282,900	347,700		
94	283,900	347,900		
95	284,900	348,400		
96	285,800	348,900		
97	286,600	349,100		
98	287,500	349,500		
99	288,400	349,900		
100	289,300	350,100		
101	290,200	350,300		
102	291,000	350,500		
103	291,800	350,700		
104	292,600	350,900		

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

105	293, 200	351, 200
106	293, 700	351, 400
107	294, 200	351, 600
108	294, 500	351, 800
109	294, 700	352, 000
110	295, 000	352, 200
111	295, 300	352, 400
112	295, 500	352, 600
113	295, 700	352, 800
114	296, 100	
115	296, 500	
116	296, 900	
117	297, 100	
118	297, 400	
119	297, 700	
120	298, 000	
121	298, 300	
122	298, 700	
123	299, 100	
124	299, 300	
125	299, 500	
126	299, 900	
127	300, 100	
128	300, 300	
129	300, 500	
130	300, 700	
131	300, 900	
132	301, 100	
133	301, 300	
134	301, 500	
135	301, 700	
136	301, 900	
137	302, 100	
138	302, 300	
139	302, 500	
140	302, 700	

141	302,900	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円
	303,100							
142	303,100	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円
	303,300							
143	303,300	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円
	303,500							
144	303,500	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円
	303,700							
145	303,700	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円
	303,900							
146	303,900	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円
	304,100							
147	304,100	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円
	304,300							
148	304,300	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円
	304,500							
149	304,500	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円
	304,700							
150	304,700	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円
	304,900							
151	304,900	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円
	305,100							
152	305,100	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円
	305,300							
153	305,300	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円
	305,500							
154	305,500	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円
	305,700							
155	305,700	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円
	305,900							
156	305,900	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円
	306,100							
157	306,100	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円
	216,300							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員								

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員（附則第3項に規定する職員を除く。）に適用する。
- 2 職務の級が8級である職員のうち、本庁の部長その他の人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に5,000円を加算した額とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>別表第3 医療職給料表 (第3条関係)</p> <p>イ 医療職給料表 (一)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 職務の級が5級である職員のうち、本庁の部長であるものの給料月額は、この表の額に5,000円を加算した額とする。</p> <p>ロ・ハ (略)</p>	<p>別表第3 医療職給料表 (第3条関係)</p> <p>イ 医療職給料表 (一)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">(略)</div> <p>備考 (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p>																
<p>別表第七 等級別基準職務表 (第四条関係)</p> <p>一 行政職給料表等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 級</td> <td>2 1 (略) 委員会等の事務局長の職務(他の職務の級に定めのあるものを除く。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8 級</td> <td>3 1・2 (略) 困難な事務を所掌する委員会等の事務局長の職務 4 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p> <p>二一八 (略)</p>	職務の級	基準となる職務	(略)	(略)	7 級	2 1 (略) 委員会等の事務局長の職務(他の職務の級に定めのあるものを除く。)	8 級	3 1・2 (略) 困難な事務を所掌する委員会等の事務局長の職務 4 (略)	<p>別表第七 等級別基準職務表 (第四条関係)</p> <p>一 行政職給料表等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 級</td> <td>1 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8 級</td> <td>2 1・2 (略) 3 委員会等の事務局長の職務 4 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p> <p>二一八 (略)</p>	職務の級	基準となる職務	(略)	(略)	7 級	1 (略)	8 級	2 1・2 (略) 3 委員会等の事務局長の職務 4 (略)
職務の級	基準となる職務																
(略)	(略)																
7 級	2 1 (略) 委員会等の事務局長の職務(他の職務の級に定めのあるものを除く。)																
8 級	3 1・2 (略) 困難な事務を所掌する委員会等の事務局長の職務 4 (略)																
職務の級	基準となる職務																
(略)	(略)																
7 級	1 (略)																
8 級	2 1・2 (略) 3 委員会等の事務局長の職務 4 (略)																

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十三年大阪府条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>第九条 (略)</p> <p>(在宅勤務等手当)</p> <p>第十条 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして任命権者が定める場所において、正規の勤務時間(任命権者が定める時間を除く)の全部を勤務することを、任命権者が定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。</p> <p>第十一條―第十八條 (略)</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第十九條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が高齢者部分休業(当該職員が、職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年大阪府条例第百四十七号)第二条第二項に規定する年齢に達する日後の最初の四月一日以後であつて任命権者が定める日から当該職員に係る定年退職日(職員の定年等に関する条例(昭和五十九年大阪府条例第三号)第二条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、一週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)につき任命権者の承認を受けて勤務しない場合には、第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間について、勤務一時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他任命権者が定める手当の合計額を減額する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第二十條―第二十三條 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第二十四條 第五條、第七條、第九條及び第十八條の規定は、地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>第九条 (略)</p> <p>第十條―第十七條 (略)</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第十八條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が高齢者部分休業(当該職員が、職員の定年等に関する条例(昭和五十九年大阪府条例第三号)第三条に規定する定年から五年を減じた年齢に達する日後の最初の四月一日以後であつて任命権者が定める日から当該職員に係る定年退職日(同条例第二条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、一週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)につき任命権者の承認を受けて勤務しない場合には、第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間について、勤務一時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他任命権者が定める手当の合計額を減額する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第十九條―第二十二條 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第二十三條 第五條、第七條、第九條及び第十七條の規定は、地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(号給の切替え)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例別表第一の行政職給料表の職務の級三級の適用を受けていた職員の施行日における号給は、施行日の前日においてその者が受けていた号給に応じて附則別表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(特定の職員の昇給の号給数の調整)

4 令和七年一月一日以後の昇給において第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第五条第九項又は第十項の規定の適用を受ける職員の令和七年一月一日以後における同条第五項の規定により決定する昇給の号給数については、同条第九項又は第十項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委任)

5 前三項に定めるもののほか、この条例（第二条の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

6 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(技能労務職員である特定任期付職員の給与の特例) 第九条 (略) 2 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十三年大阪府条例第五号)第五条、第七条及び第十七条の規定は、技能労務職員である特定任期付職員には、適用しない。</p>	<p>(技能労務職員である特定任期付職員の給与の特例) 第九条 (略) 2 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十三年大阪府条例第五号)第五条、第七条及び第十六条の規定は、技能労務職員である特定任期付職員には、適用しない。</p>

附則別表 行政職給料表の3級の適用を受けていた職員の号給の切替表（附則第2項関係）

旧号給	新号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	2
15	3
16	4
17	5
18	6
19	7
20	8
21	9
22	10
23	11
24	12
25	13
26	14
27	15
28	16
29	17
30	18
31	19
32	20
33	21
34	22
35	23
36	24

37	25
38	26
39	27
40	28
41	29
42	30
43	31
44	32
45	33
46	34
47	35
48	36
49	37
50	38
51	39
52	40
53	41
54	42
55	43
56	44
57	45
58	46
59	47
60	48
61	49
62	50
63	51
64	52
65	53
66	54
67	55
68	56
69	57
70	58
71	59
72	60
73	61
74	62
75	63

76	64
77	65
78	66
79	67
80	68
81	69
82	70
83	71
84	72
85	73
86	74
87	75
88	76
89	77
90	78
91	79
92	80
93	81
94	82
95	83
96	84
97	85
98	86
99	87
100	88
101	89